



環境第 2983 号
令和 5 年 (2023 年) 2 月 24 日

唐津玄海洋上風力発電合同会社
業務執行社員 星野 敦 様

佐賀県知事 山口 祥義

「(仮称) 唐津沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する県の意見について (通知)

このことについて、環境影響評価法第 3 条の 7 第 1 項及び「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第 14 条第 3 項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

【県民環境部環境課】

(仮称) 唐津沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「再エネ海域利用法」という。）に基づいて、佐賀県唐津市沖の海域を事業実施想定区域として、洋上風力発電所（最大出力 600,000kW）を設置する計画である。

再生可能エネルギーを利用した発電事業は、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

ただし、洋上風力発電事業は、再エネ海域利用法においても「漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に配慮すること」が求められており、事業実施に当たっては、地元自治体はもとより、漁業関係者や船舶運航事業者をはじめとする事業実施想定海域の関係者、周辺地域の住民と十分に意見交換を行い、合意を形成することが必要である。

事業の実施に当たっては、再エネ海域利用法に基づき国において法定協議会の設置、促進区域の指定、事業者選定及び計画認定が行われるが、現在、当該海域については協議会設置の前提となる海域の検討段階である。今後の事業計画の検討においては、自治体、関係者、地域住民への十分な情報提供と説明に努める必要がある。

1 全体的事項

(1) 以下のことから、今後の調査、予測及び評価に当たっては、最新の国内外の知見の収集に努め、専門家等から助言を得るなどして、当該海域の地域特性を十分に把握した上で、慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施し、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の出力及び基数の削減、対象事業実施区域等の事業計画の見直しを行うこと。検討の経緯及び結果は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に具体的に記載すること。

ア 本事業は、海水面からの高さが最大335m、ローター直径が最大310mとなる国内で商用運転の実績のない大規模な風力発電機を設置する計画であり、事業の実施により、計画段階では想定し得ない環境影響が発生する可能性があること。

イ 想定区域及びその周辺には「玄海国定公園」や「生物多様性の観点から重要度の高い海域」等が存在し、既存の文献調査結果等でツル類やサシバ等の猛禽類の渡り経路等が確認されているため、本事業の実施により、これらの自然環境の保全上重要な地域に対して影響を及ぼす可能性があること。

ウ 当該想定区域の周辺には、配慮が特に必要な住居、保育所、学校等（以下「住居等」という。）が存在していることから、風力発電機の設置や稼働時における生活環境への影響が懸念されること。

- (2) 想定区域周辺においては、他事業者等による複数の風力発電所が稼働中又は計画中であることから、これらの風力発電機等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電機等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (4) 環境影響評価手続の実施に当たっては、関係自治体、地域住民、地元関係者等に対して事前に情報を広く周知するとともに丁寧な説明を行うこと。特に風力発電機の配置等の事業計画の検討に当たっては、漁業関係者と事前協議を十分に行うこと。
- (5) 方法書以降の図書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず解説や図表を記載するなど、地域住民等の関係者にとって丁寧かつ分かりやすい図書となるよう努めること。

2 個別的事項

【大気環境】

- (1) 想定区域周辺には住居等が存在しており、沿岸付近の住居等に近接して風力発電機を設置する場合は、設置の工事や施設の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念されることから、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、住居等から離隔することや低騒音型の機種を選定することなどにより、騒音による生活環境への影響を回避又は可能な限り低減すること。

【風車の影】

- (1) 想定区域周辺には、住居等が存在しており、沿岸付近の住居等に近接して風力発電機を設置する場合は、施設の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念されることから、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、風車の影による生活環境への影響を回避又は可能な限り低減すること。

【水環境】

- (1) 風力発電機の設置の工事に伴う水の濁りや海底の改変、施設の存在に伴う流向・流速の変化等による水環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

【動物】

- (1) 想定区域及びその周辺では、ツル類やサシバ等の鳥類、オヒキコウモリ、ヒナコウモリ等のコウモリ類の飛翔等が確認され、カンムリウミスズメ等の重要な鳥類の生息環境となっている可能性があることから、バードストライクによる鳥類等への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電機の配置や機種の選定等に当たっては、国や関係自治体、専門家等からの助言を踏まえ、渡り鳥等の飛翔状況や鳥類の生息状況を適切に把握し、調査、予測及び評価を行い、ツル類をはじめとする鳥類への影響を回避又は極力低減すること。併せて、バードストライク等の対策に関する知見の収集に努め、鳥類からの視認性を高めるなどの措置を検討するほか、今後効果が確認された対策については、本事業に導入するよう積極的に検討すること。

- (2) 想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」等が存在していることから、工事の実施や施設の存在等に伴う水の濁り、水中音や流向・流速の変化等による海域に生息する動物への影響が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

【景観】

- (1) 想定区域周辺には、「七ツ釜」や「玄海海中展望塔」等の主要な眺望点が存在しており、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念され、地域の魅力が損なわれるおそれがある。

このため、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、関係自治体、地域住民等の意見を十分に勘案し、予測及び評価を行うこと。

また、唐津市全域は景観計画区域に定められているため、「唐津市景観計画」との整合性について十分に考慮すること。

- (2) 想定区域周辺の離島も含め、更なる文献調査や地元関係者等からの情報収集により、他に選定すべき眺望点がないか検討すること。

また、地域特性に応じた調査手法を選定するほか、フォトモンタージュ等の作成のみならず、垂直見込み角、主要な眺望方向及び水平視覚も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への重大な影響を回避又は低減すること。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

- (1) 想定区域周辺には、海水浴場やサーフィン等による人と自然との触れ合いの活動の場が複数存在しており、工事の実施や施設の稼働及び存在に伴う風車の影及び景観変化等による影響が懸念されることから、当該活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査を実施すること。

- (2) 想定区域周辺の離島についても、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境について地元関係者や地域住民等から情報収集に努め、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

【その他】

- (1) 風力発電機の建設に伴う海底ケーブルの敷設については、工事の実施による水環境や海生生物等への影響及び地形改変による植物等への影響が生じるおそれがあることから、環境影響評価の対象として取り扱うよう努めること。